



論 説

道路經費負擔上の一考察

及、人命救護上の施設

田川大吉郎

當局者が道路施設の改良に特に留意せられ、最近中央地方を通じて約十二億圓にのぼる大改良計畫を立てられた由を承つたのは、私の驚喜と感服に堪へない所である。その施設の必要であることは、無論、是認いたす者、私はその以前から、かゝる施設の必要を思ひ、これを待ち詫び待ちこがれてゐた一人である。と證言することもできる。が、今日は財政逼迫の折柄である。殊に國防第一主義、滿洲の經營その他に、多大の費用を先占せられつゝある場合である。この際に當つて、能くこの計畫を立て得られたものであると、私は、たゞ當局者の手腕と熱意に感服いたした者である。

計畫を立つることは必らずしも困難でないが、それを實行に移し満足に實行し上げることが決して容易の業でない、現に大正九年度以降二億八千萬圓にのぼつた當時の大豫定計畫は、ほとんど豫定の計畫たるに止まり、實行せられずにして過ぎた多恨の記録を貽して居る、その理由情勢が何であつたらうかを追究するは、本論の關する所でない。一度あつたことは二度あるといふ通念が世間に在る。この度の十二億圓計畫國家の直接の負擔は約その半額であるとしても、それは滞りなく満足に實行し得らるゝであらうか、私どもは、それを安心して期待し得るであらうか、

二

私は、地方の現状に於て、それを疑ふ者である。

地方が道路の改良に熱心であることは決して疑はない。私は、地方人は概して、中央の官界人よりも、道路改良に熱心である者と思ふて居る、その一人／＼は、ぼんやりして居る様である、茫として改良道路の何たるかを知らず、その改良の交通に及ぼし、産業に及ぼし、生活に及ぼす影響を解してゐない者の如くである。けれども、凡そ今日に於て地方的施設の急なる者は何かと、その集團、若くは代表者の群に向つて問へば、彼等は一齊に、それは道路の改良であると答へ、又道路の改良に依つて、今日までに受け得た利益の多大であつたことを進んで論證する。私は、彼等が道路改良の熱心なる期待者、贊成者であることを疑はない。

それはさうであるが、その経費は如何地方にはそれを負擔する餘力があるかといふ一段になれば、私はそれを疑ふ、その疑ひは私に於て頗る深くして固い。

私は、今回の政府の計畫に於て、それが、各府縣市町村當り、幾何の負擔になるものかの計算を知らない。それを知れば、或はその疑ひをや、輕減し解消し得ることになるのかも知れないと思ふて見た、しかしながら、それを知るまでもなく、私の承つた所、この度の計畫十二億圓の内容は、政府がその一半を負擔し、地方がその一半を負擔する建て前になつて居るとあつた。私は、たゞそれだけを承つて、その時、それを疑つた。行れるだらうか、本當に行れるだらうか、地方にはそれを負擔する財政上の實力があるであらうか、今日の如き地方的財政力、極めて薄弱なる、そして既に、かなり行き詰つて居る地方の徴税力、財政上の状態で、それが出来るだらうか、六億圓の負擔が出来るだらうかと疑つて、窃にその實際上の成行を危まれざるを得なかつた、現に、私は、それをひどく危ふんで居る者である。

勿論、地方の財力が如何に逼迫して居るからとて、これを長い年限に割つての負擔を、紙の上に按排することは爲し得られないことは無い。私の心配するのは、その長い年期の間には、他にも必要の事業があるのである、その割合を何う豫想するかといふことである、それに依つて、難易、不可、可能、不能の問題が起り、又、決心が搖ぐるのである。私は、今日の場合、これらの點を漠然概想して、そして、上記の如き危虞を感じつゝある者である。

三

漠然たる大ざっぱの論になるが、地方の財源が概して附加税になつて居る現行の税制が私のこれを危慮する所以の基調を爲すのである。

それは概して附加税である。そしてその制限々度まで、大凡既に課税されて居る制限々度まで達してゐない所も中には在るけれども、それは少數である。今日中央地方に分けて、その大體論を爲す時には、こゝに申す如く、地方のそれは既に制限規定に許さるゝ最高標準に達して居る。中にはその標準を突破して居る所もあるとまづ申して差支へない。

既にその難題がある、國道に關する費用の負擔は原則として従來地方に課してゐたのを、今度は改めてそれを中央に移し、従來の如く、ちび／＼補助するのでない、中央が全部を負擔するのである。自ら負擔して自ら施設するのである、として――未だそこまでは達してゐないけれど――それは頗る結構である。誠に見上げた政府の活斷英斷明斷と稱するにしても、僅その餘の改良、地方の負擔に歸すべきものが約六億圓もあるとする時、その巨額の經費を今日の附加税主義の下に果して満足に負擔せしむることができるとの問題を私は憂慮せざるを得ないのである。

さりとて國道と府縣道との別を無くするが、いと私は主張する者でない、その別を無くして、國道を中央の經營に移す如く、府縣以下の道路をも亦中央の直轄に移すべしなどと、私は夢にも考へたこ

とはない。府縣以下の道路は府縣以下の道路として、府縣とそれ以下の團體に於て、これを施設し、これを管理し、これを維持し、これを擴張すべく、それは府縣の當然の權利であり又義務であるとするが、その財力は所謂附加税主義で制限されて居る束縛されて居る。その制限された僅少の收入を以てその責任を果すことができるか、中央が中央の責任として、國道の施設を負擔するに當り、それに駢行せしむる程度に、地方の道路を改良せしむることが出来るか、地方の財力は、いさんでそれを支出し、その義務を完ふし、國家の期待に應ずることが出来るかといふのである。

然り、問題の疑點を所謂附加税主義に置くのである。この現状に置くのである。今日の日本の地方制度若くは中央制度その規定の上に、方針の上に、釣合の上に置くのである。それらの點から考へて、私には、新計畫の成行を危虞に堪へない。

四

しからば、それを何うするかといふ問題に移つて、直に提案し得べき、又實行し得らるべき妙案の無いことは勿論であるが、私は地方債の起債に對して、大藏省の理解ある協力をお願いすることに致したいと思ひ、これを以て目下の急に應ずる、實際上の一方案と致したい。

それは地方債を大藏省の手で發行せらるゝことである。そして地方をして使用せしめらるゝことである。その利益はと云へば、地方が地方で發行するそれに比し、この方が、容易にそして割安に、利

子を發行し得ることである。實際に於て、今日の地方は、その借入金の高利に苦んで居る、地方としては、それ以下に借り得なかつたのである、その事情は今後にも遞傳せらるゝ、今後といへども、地方が低利に借金し得る望みは全く、無い中央ならばそれが有る、それ故地方の起債を、政府にて許可した以上は、直に中央に於て募債し、それを地方に移して、利用し得せしむることにしたい。今回の道路改良費、起債費は、それに依つて収入することにし、地方をして、その収入に、従來の如くまごつかしむることなく、苦ましむることなく、比較的手易く、それを収入するを得させ、以てその事業の遂行に便ならしめんとするのである。

斯の如く、中央が地方の起債を引き受け、それが、何千萬圓になるか、何億圓になるか、政府に於て一括して融通し、以て各地方の必要を充す様にするといふことは、政府の従來の方針に照せば、一大轉換である、一新方針である、が、手續の上から、方法の上から言へば、些々たる手續き上の轉換で、何も大した問題にすべき程のものでない、そして、國家全體としての金融、やり繰集散の上から言へば、その方が、全體に便利で、有利で、有効である。國家の必要と思ふことを、地方をして、比較的敏速に、損失少なく、實行せしめ、急施せしめ得る方法である。それ故、私は、大藏省が斯くなすことを以て、その責務であらうと信じて居るのである。今回の道路改良に當り、内務省は、一つこの事を、斡旋盡力して下されたいものと思ふ。

尙、私は斯くすることを、中央のためにも、地方のためにも、有利のことと信ずるけれど、しかしながら、

現行の制度の下に當面の急に應ずる便宜の手段として斯く申すのであつてこれを必らずしも完全の理想案と申すのでない。それにしてもこの案は、やゝ永久性のあるものだらうと思ふて居る。いづれ日本の中央地方の法制、税制に就ては、別に考へねばならないことであるから、その永久的得失利害に就ては、その時に改めて論ずることに致したい。

五

それから以上の問題とは別になるが、道路上に起る事故、迷惑、悪影響等のため、細心の研究を道路改良論者、殊にその實際の工作者に願ひたいと思ふ。

と申すは外でもない、自動車の發達による死傷が甚だ多いことである。海外諸國にもそれは甚だ多く、甚だ困つて居る様であるが、日本もそれは已に少い方ではなく、日ごとに、月ごとに、すん／＼増加しつゝある。これは何とか工夫されなければならない、それが割合に閑却されて居る様に私は思ふ者である。

そして、その閑却さるゝ理由の一は日本に於る人命の甚だ廉いことであらうと私は思ふて居る。實にそれは甚だ廉いお話にならぬ程に廉い、現に、昨年暮であつた、一兒童が街上で、自動車に轢かれて死んだ、その運轉手は、七圓の見舞金を持參して、和解を試みんとした。私として思へば、斯の如きは無禮、無情、不理解の甚しきものである。無論、私はその現場の有様を知らない、過ちは自動車にあつたの

か兒童にあつたのかを知らない假に兒童にあつたとしても、兒童がその爲に生命を失つた以上は、七圓の弔慰金は弔慰金といふ名義か何かをも知らないけれど、何にしても甚だ少い、それでは、この際に處する何の仕草も又心持も現してゐないものと思ふ、現すに足らないものと思ふ。私は七圓といふ額に對して、甚しく不快の感、不審の情を起さざるを得なかつた。被害者の両親はその和解に應じなかつたとある、當然のこと、そして五百圓で手打になつたとある、七圓に對すれば五百圓は、かなり多額である、しかしながら私は思ふた、甚だ廉い人の生命である、これが日本人である、世界に類の無い、廉い生命の日本人であると、私は海外強國の間には、決してこんな廉い生命の見積り方はないと思ふて居る。勿論、人間の生命は金では見積れない、何千圓出したから、それで言ひ譯が立つとが、何萬圓出さなければその言ひ譯は立たないとか言はれる性質のものでない、それは分り切つて居る、災難に逢ふた者は災難として、不幸として、或程度に、あきらめねばならない、あきらめるより外ないことである、がそれにしても七圓とは餘りにひどい、五百圓も亦ひどい。私は、こんな様な弔慰の仕方では、心から弔慰を表する氣持には、大體に於て、未だなつてゐないものだと思ふのである。

それけれども、それが普通である、日本人としてこの場合に處する作法は、大凡これにて濟むのであらう、これだから、日本には道路の事故、自動車事故が多いのだ、多くなるのだとは私は必らずしも言はないけれど、こんなのが普通の作法であるだけ、自動車の運轉手主人公のこれらの出來事に對する警戒、省察のこゝろが、どうしても淺いと思ふ、深くならないと思ふ、自ら戒めて出來事を今後に防がんとす

る注意が深くならない、切にならないのだと思ふ。日本の自動車は未だ多くない、今後更に大いに増加せねばならない、それだけ、それに由つて生ずる出来事は、今後更に大いに増加するものと思ふ。想ふに自殺者、變死者、天死者の多い日本である。今後は、自動車との衝突に由つて變死者の数がますます、それに加はつて、日本人の變死者の数は更に大いに激増することになるであらう。それは實に、重要な國家問題の一であらねばならない。

六

この人命賤視の風が日本では、人命を賤視して居ると同様に、人の名譽をも輕視して居る。名譽毀損の訴訟など、勝つた所で何にもならない。賠償料、弔慰金等の引上げに依つて、大いに革新せらるゝだらうとは私は思ふてゐない。まして、道路の改良に依つて、それがどうにか爲るだらうとは思ふてゐないけれど、それにしても道路の作り方に依つて、その出来事の数を少くすることはでき相なものであると思ふて居る。

例へば、自動車専用の道路を作ることになれば、自動車と自動車との衝突、及び、歩行者との衝突は、たしかに低減することができらう。ほとんど絶滅の程度に低減することができらうと思ふて居る。尤も、米國には、その専用道路が早く出来てゐて、私も、急速力の自動車でそこを案内され、大層便利に又愉快を感じた経験を有つて居るが、その道路にも、附近の牛馬が、のそり／＼割込んで來る場

合があり、又行路者が横切つて出る折もあるといふこと、がその折の事故は自動車の方の責任でない、その人その牛馬の持主のみの責任であつて、自動車の運轉手、並びに乗客、持主は、毫末もその責任を負はないといふことであつた。

その様の自動車専用道路を作ることにしたら如何であらう、自動車の利用は今後いよく増加するし、それに依つて社會の必要は大部分充さるゝことになるし、その専用道路を設備せざるべからざる國家の責任は、いよく加重せらるゝし、そしてその費用の幾分は、自動車の所有者に負擔せしめても可からうし、即ち、その費用に於ても、その性質に於ても、その効用に於ても、國家は——市町村を含めて——それを設備して損なき立ち場に在るものと私は思ふ。そして私のこゝに申すその計畫は、それを人命尊重の上より、その尊重といふ方面に格段の重きを置いて、人命に對する危害を少くし、人命の自然の延長とその活動とを、一層高度に、眞實に、注意深く擁護しなければならぬといふ點より主張するのである、他に工夫があるかも知れないが、これはたしかに其の有効の一方法であらうと思惟するのである。

昨年暮であつた、英國の上院にもこの問題が起つた、數ある論客の中に例のロード、セシルも加はつてゐた。滿洲事件以來、この人の名は、日本に於ては蛇蝎視されて居るが私は、國策に對する見解の相違は相違として、この人の言論には相變らず注意を拂つて居る、そして頻々たる死傷者の發生に對する斯の人の防止方策は、やはり、自動車専用の道路を設定することであつた、一面に於ては自動車の

活動を便にせねばならぬが、一面に於ては歩行者の安全を保障せねばならぬ、特に、その歩行の風を奨励せねばならぬ、それには、自動車専用道路を作るが宜しい。今日の場合、それ以上の方法は見當らぬといふのであつた。尤も同氏は、自動車の速力、急速力が敵である、その急速力を制限すべしとも唱へてゐた、いづれにしても、自動車を、歩行者と相駢んで同一の道路に疾走せしむることは不安である、危険である、それが事故發生の源、人命毀損の源、社會的恐怖、危虞、混雜の主なる源である。これを匡制することに努めねばならないとするのは、今日の主要なる道路關係政策の一であらう。

昔は、未だ雨ならざるに、戸を網繆すると申した、それは尤ものことであつた。自動車による事故は、未だ雨ならざるのではない、これから降らうとして居るのではない、既に降つて居るのである、降つて、降りしきつて、往き來の人々は、既にすぶ濡れになつて居るのである、急に設備をしなければならぬ、その設備の方策如何他に名方策なしとすれば、専用道路の設定は如何。

私は、今回の道路大改良の計畫の中に、それが、主要の一計畫であらんことを認む、それがその計畫の中に含まれて居れば可し、若しそれが含まれてゐないとすれば、その計畫は今日の計畫として、時代の急に應ずる要性を備へてゐないと申しても差支へないと信ずる者である、是非とも當局者の火急の考察施設を要求したいものである。